

第 2 部 第 6 章
米 軍 基 地 对 策

第1節 米軍基地問題への対応

[基地対策部 基地対策担当]

1 都の基本姿勢

都内には、現在、7か所の米軍基地（米軍への提供施設及び区域）があり、その存在は、都民生活や地域のまちづくりに様々な影響を与えている。このため、都は、米軍基地の整理・縮小・返還に取り組むとともに、航空機騒音や事件・事故等、基地に起因する諸問題の解決に向け、地元区市町村、国、米軍等の関連機関との連携・調整を図っている。

特に、横田基地については、滑走路を民間航空機が利用する軍民共用化を目指し、調査・検討や関係機関との協議を行っている。

2 米軍基地の整理・縮小・返還

昭和27年当時、都内には208か所の米軍基地があったが、都や区市町村等の多年にわたる取組を経て、順次、米軍基地の整理・縮小・返還が行われた。現在は、在日米軍司令部が置かれている横田基地（横田飛行場）など、7か所（総面積1,600ha）の米軍基地が所在している。米軍専用施設の面積としては1,318haであり、沖縄県、青森県、神奈川県に次ぎ、全国第4位の規模となっている。

図表2-6-1 都内米軍基地一覧

(令和5年3月現在)

| 施設名 | 所在地 | 用途 | 面積(ha) | 管理 |
|---------------|------------------------|------------------|--------------------|----|
| 赤坂プレス・センター | 港区 | 事務所、宿舎、ヘリポート | 2.7 | 陸軍 |
| 横田飛行場 | 立川、昭島、福生、武蔵村山、羽村各市、瑞穂町 | 飛行場、住宅、学校、事務所 | 713.6 * (713.9) | 空軍 |
| 多摩サービス補助施設 | 多摩市、稲城市 | ゴルフ場、レクリエーション施設等 | 194.8 | 空軍 |
| 大和田通信所 | 清瀬市 (及び埼玉県新座市) | 通信(通信施設) | 24.7 * (119.9) | 空軍 |
| 硫黄島通信所 | 小笠原村 | 通信(訓練施設) | 663.0 | 海軍 |
| ニューサンノー米軍センター | 港区 | 宿泊施設 | 0.7 | 海軍 |
| 羽田郵便管理事務所 | 大田区 | 事務所 | 建物のみ | 空軍 |

* 埼玉県域も含む基地全体の面積

3 国や米軍への要請活動等

(1) 国への提案要求

「令和5年度国の予算編成に対する東京都の提案要求」（令和4年11月）及び「令和6年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」（令和5年6月）においては、都民生活の安全を守り、地域のまちづくりを推進する立場から、都内米軍基地の整理・縮小・返還（特に多摩サービス補助施設、赤坂プレス・センターの速やかな返還）、横田基地の軍民共用化の推進、横田空域及び管制業務の返還、日米地位協定の見直し、基地周辺の航空機騒音の軽減、基地内の環境対策の推進、地元自治体への財政支援、基地の運用に関する地元自治体への情報提供・意見聴取等の事項について、関係省庁に対して提案要求を行った。

(2) 横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

横田基地に関する諸問題の解決を図るため、東京都と周辺5市1町（立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）が緊密に連携し、協議する場として、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」（会長 東京都知事）を平成8年に設置した。都及び5市1町の合意の下に、国及び米軍への要請活動等を行っている。

(3) 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）

米軍基地の所在する他の道府県とともに「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（会長 神奈川県知事）を組織し（15都道府県）、基地対策に関する共通の課題について検討し、国に対する要望活動等を行っている。

(4) 航空機騒音の防止に向けた要請

毎年、横田基地及び厚木基地の周辺において、航空機騒音の実態把握のための調査を実施し（環境局所管）、その結果に基づき、国や米軍に騒音防止対策の推進を要請している。

また、空母艦載機の着陸訓練については、暫定訓練施設である硫黄島で実施されているが、天候等の事情により、横田基地及び厚木基地が代替訓練の候補地となることがある。このため、同訓練を両基地で実施しないよう求める要請を行っている。

(5) 事件・事故の再発防止に向けた活動

米軍機の部品紛失や米軍関係者による事件等が発生した場合には、その都度、国や米軍に対し、原因究明や再発防止等を求める要請を行っている。

4 関係機関との連携

基地に起因する諸問題の解決に向け、都内関係自治体や庁内各局との連携を図っている。

(1) 基地対策に係る都区市町村会議

区市町村（2区12市1町1村）及び関係各局が参加する「基地対策に係る都区市町村会議」を開催し、基地に起因する諸問題に関する協議や情報交換を行っている。

(2) 基地対策連絡調整会議

基地対策全般に関わる庁内調整を図るため、関係局で構成する「基地対策連絡調整会議」を設置している。個別の課題については、各部会（基地関係事業調整部会、横田基地航空燃料漏出対策部会、横田基地軍民共用化検討部会、赤坂プレスセンター・ヘリポート使用調整部会）において検討を行っている。

第2節 在日米軍との連携

[基地対策部 基地対策担当]

1 災害時の米軍との連携

(1) 東京都総合防災訓練

災害時における米軍との連携強化を図るため、東京都総合防災訓練において米軍の協力を得ている。平成13年度から29年度までは横田基地を、平成13年度、16年度から21年度まで及び25年度から28年度までは赤坂プレス・センターを訓練会場として使用した。

平成18年度からは米軍の参加を得て、在日米軍各軍のヘリコプター等による支援物資搬送訓練等を実施している。

また、平成24年度には島しょ総合防災訓練に米軍が初めて参加した。

なお、災害時の米軍の有用性については、東日本大震災における大規模な救援活動（トモダチ作戦）において実証された。横田基地においては、日米統合運用調整所が設置され、各地に展開する米軍の指揮、米政府や自衛隊との連絡が行われたほか、羽田・成田両空港が閉鎖された震災当日には、民間航空機11機の目的地外着陸（ダイバート）を受け入れた。

(2) 災害時等における基地の使用協定

平成20年、災害時における救援物資等の搬送拠点として赤坂プレス・センターのヘリポートを使用できるよう、在日米陸軍と協定を締結した。これは、自治体による災害対応及びその準備のための在日米軍施設・区域への立入りに関する日米合同委員会合意（平成19年）に基づく、全国初の協定であり、平成25年度及び26年度には当該協定に基づく防災訓練を行っている。

また、平成27年8月、災害準備時（訓練）において横田基地を使用するための協定を横田基地第374空輸航空団との間で締結した。その後、平成30年9月まで当該協定を更新している。

(3) 消防相互応援協定

昭和40年、横田基地司令官と周辺市町との間で、火災予防及び消火活動に関して、相互に援助し合い、お互いの利益を守ることを目的とした「消防相互応援協定」が結ばれた。その後、消防事務の東京消防庁への委託に伴い、昭和51年、横田基地司令官と東京消防庁との間で「消防相互応援協定」を締結し、火災等の災害に備えている。

2 救急患者搬送のためのヘリポート使用協定

平成19年、島しょ地域の救急患者を都心の病院へ搬送する際の拠点として赤坂プレス・センターのヘリポートを使用できるよう、在日米陸軍と協定を締結し、平成20年に運用を開始した。これにより、搬送時間が平均15分程度短縮された。

第3節 横田基地の軍民共用化の推進

〔基地対策部 横田基地共用化推進担当〕

横田基地の民間航空機利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展につながるものである。

令和3年3月に策定された『『未来の東京』戦略』においては、戦略9「都市の機能をさらに高める戦略」として横田基地軍民共用化の推進を位置付けている。また、都市づくりのグランドデザインにおいても民間航空利用の実現に向けた国への働きかけの促進を位置付けている。

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性向上や経済活性化に資する横田基地の軍民共用化の実現に向け、調査検討を行うとともに、関係機関との連絡調整を行っている。

1 軍民共用化の意義

(1) 首都圏の空港機能の補完

首都圏の空港容量は、羽田空港及び成田空港において段階的な拡大が行われているが、首都圏空港の航空需要予測によると、2020年代前半には限界に達することが見込まれている。

長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地の軍民共用化も含めた首都圏空港機能強化策が必要である。

(2) 首都圏西部地域の航空利便性の向上

多摩地域及び近接する埼玉県、神奈川県、山梨県等の首都圏西部地域は、人口が多く、企業・事業所も集積している。横田基地の軍民共用化により首都圏西部地域で空港へのアクセス時間が短縮し、航空利便性が大幅に向上する。

図表2-6-2 空港へのアクセス所要時間の改善



(3) 多様な航空需要への対応

ビジネス航空は、国際ビジネスのツールとして欧米で広く利用され、アジアや中東においても需要が高まっている。首都圏空港（羽田空港及び成田空港）においては、専用動線の確保など、これまでもビジネス航空の受入体制の強化が進められてきた。

国際ビジネスにおいて、世界の都市間でし烈な競争が行われている時代にあつて、東京ひいては我が国の国際競争力を強化するため、首都圏におけるビジネス航空の受入れを、より促進する必要がある。

横田基地の軍民共用化は、ビジネス航空を始め、多様な航空需要への対応強化にもつながる。

2 軍民共用化の推進に向けた取組

(1) 関係省庁との協議等

横田基地の軍民共用化について、政府関係省庁と東京都の実務的な協議の場として平成15年に設置された「連絡会」において、日米協議の促進に向けて情報の共有化を図るとともに、協議や意見交換等を行ってきた。

(2) 国の施策及び予算に対する提案要求

「令和5年度国の予算編成に対する東京都の提案要求」（令和4年11月）及び「令和6年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」（令和5年6月）において、都は国に対して、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、ビジネス航空の受入れを含めて、横田基地の軍民共用化の早期実現を図ることを、提案要求している。

(3) その他の取組

横田基地の軍民共用化の早期実現については、首都圏連合フォーラム（平成22年）にて、国において重点的に取り組むよう提言が行われ、九都県市首脳会議（平成25年）及び関東地方知事会（平成28年5月）等において、国への要望が決議された。また、首都圏整備促進協議会（令和元年8月）において国へ提案・要望を行った。